

【ポスター発表】

**「介護職員処遇改善加算」と「介護職員等特定処遇改善加算」の
取得に関する現状と課題に関する検討内容**

○ 株式会社エクセレントケアシステム 氏名 坂本 圭 (006007)

岡正 寛子 (川崎医療福祉大学・005744)、橋本 勇人 (川崎医療福祉大学・003560)

キーワード：介護職員処遇改善加算、介護報酬改定、訪問介護

1. 研究目的

2019(令和元)年に新設された「介護職員等特定処遇改善加算」と「介護職員処遇改善加算」について、2022(令和4)年10月30日に開催された介護給付費分科会において、調査結果が公表された(厚生労働省 2020)。それによると、「介護職員等特定処遇改善加算」の取得によって、介護職員の平均給与は、2019(令和元)年との差で18,120円であり、生活相談員・支援相談員の11,180円、介護支援専門員の11,070円を押さえ伸びが最も大きかったことが示された。ところが、「介護職員等特定処遇改善加算」の取得率は、介護老人福祉施設(87.1%)や特定施設入居者生活介護(83.4%)で高いが、介護療養型医療施設(41.3%)や訪問介護(54.3%)、通所介護(56.8%)で低調な値となっていることが指摘された。

上記背景から、本調査では、社会福祉法人が開設する指定介護保険事業所の「介護職員処遇改善加算」の取得が県全体で98.4%である岡山県の介護保険事業所・施設を対象に「介護職員等特定処遇改善加算」と「介護職員処遇改善加算」の取得に関する実態調査を実施する。

2. 研究の視点および方法

坪井(2021)は、「介護職員処遇改善加算」が訪問介護従事者に十分な効果を及ぼしていない要因として、算定要件が複雑であること、本加算の効果は正規職に向けられていること、待遇改善方法が事業所の判断に委ねられていること、時限的な措置となっていることを指摘している。

特に、先の調査結果の詳細をみると、訪問介護と通所介護の「介護職員等特定処遇改善加算」取得率が低調であり、訪問介護は全国(R3)が66.8%に対し岡山県(R4)は69.7%となっている(厚生労働省 2020、2021)。訪問看護は、地域包括ケアシステムを推進していくためにはなくてはならないサービスである。

そこで、本研究では、岡山県社会福祉法人経営者協議会ならびに岡山県社会福祉協議会に協力を仰ぎ、訪問介護事業を行っている市町村社会福祉協議会のうち、2市2町の社会福祉協議会から調査の協力を得た。具体的には、「介護職員等特定処遇改善加算」と「介護職員処遇改善加算」のいずれも取得している社会福祉協議会2と「介護職員処遇改善加算」のみ取得している社会福祉協議会2、何れの加算も取得していない社会福祉協議会1にイ

ンダビュー調査を行った。具体的には、取得済み事業所に対しては、基本項目(職員構成や定員、平均給与)や取得の方法(職場環境等要件等の具体的取組や見える化の方法など)、加算配分やその職種の範囲、取得理由について、未取得事業所に対しては、基本項目に加え未取得理由について確認する。

3. 倫理的配慮

本研究を実施するにあたり、川崎医療福祉大学倫理委員会より、調査対象者に生じる負担やリスクへの配慮、インフォームド・コンセントや収集するデータの取扱いと保管方法の適切さ、利益相反関係にある企業等はない旨の承認を受けている。

4. 研究結果

調査の協力を得た訪問介護事業を行っている市町村社会福祉協議会では、職種は、3カ所で介護職員初任者研修修了者が1人、5人、11人であり、その他としてヘルパー2級取得者が、4カ所何れも3人、13人、3人、0人と予想より少なく、それ以外では介護福祉士、もしくはケアマネージャー取得者が何れも半数以上を占めるに至った。一方、年齢は40代以上であり、20~30代は0であった。勤続年数は何れも半数以上が10年以上となる一方、雇用形態は非正規職員が半数以上となった。加算を取得しない理由として、「事務の繁雑さ」や「取得する必要がない」、「不平等感」や「利用者負担」と行った理由が発言された。

5. 考察

今回の調査を行い、加算に至らない理由として、「事務作業の煩雑さ」があげられる。特に計画と実績に差が生じる場合の対応や給与計算など、事務員への負担が大きい。それにも関わらず、事務職員への加算はなく、事務職員と介護職員と同じ給与等級などを用いている場合もあり不平等感が否めない。また、「利用者負担になる」ことがあげられた。補助金と異なり、加算は利用者負担となる。加算について利用者が理解できないこと、経済的負担になることが課題となる。以上のことから、今後加算取得のために、事務作業の軽減や平等配分、加算に事業所での裁量を持たせるなどの方法が必要である。また、取得のメリットとしては、給与に反映されることがあげられるが、社会福祉協議会の特徴からへき地対応することが多く、事業負担と金額のバランスが悪いため、適切なバランスになるようにする必要がある

・厚生労働省(2020)「令和2年度介護従事者処遇状況等調査結果」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/20/index.html>, 2022.10.1)

・厚生労働省(2021)「令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果」

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jyujisya/21/index.html>, 2023.2.21)

・坪井良史(2021)「介護職員処遇改善加算が訪問介護従事者に対して十分な待遇改善効果を及ぼしていない要因」『社会福祉学』62(1), 38-51.